

Q&A

※過年度の選定事業で出た質問に対する回答を予め掲載します。申請の際、参考としてください。

分類	No.	質問	回答
選定事業全般	1	この選定事業は今後も毎年実施されるのか。	令和8（2026）年度以降の事業については現在検討中である。
選定事業全般	2	選定件数の上限はあるか。	選定基準を満たした施設を選定する事業のため、選定件数に上限はない。
応募資格・事業段階	3	令和5年度募集から、構想・計画策定段階のスタジアム・アリーナが応募対象から外れたのはなぜか。	本選定は、募集要領P1「1. 選定の趣旨」に記載のとおり、「全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017年から2025年までに20拠点を実現する」ことを踏まえた選定となっており、令和5（2023）年度時点で構想・計画策定段階では実現性が低いと判断したためである。
応募資格・事業段階	4	PFI事業者を募集中の案件は選定対象となるか。	事業者募集中は「構想・計画策定段階」に該当する為、令和5（2023）年度より募集の対象外としている。
応募資格・事業段階	5	運用を開始して間もない施設はいずれの段階に属するか。	「Ⅱ 設計・建設段階」となる。なお、「Ⅲ 運営・管理段階」に該当するのは、運用開始後一定期間が経過し、評価項目の内容を評価できる段階に入った施設となる。
応募資格・事業段階	6	Ⅰ～Ⅲのいずれの事業段階に該当するかは、いつ時点を基準に判断するか。	参加表明書の提出時点を基準とする。
応募資格・事業段階	7	一つの事業でスタジアムとアリーナを整備する場合、一括で応募可能か。	スタジアムとアリーナを整備する場合、スタジアムはスタジアム、アリーナはアリーナで切り出し、各施設の進捗状況に応じて、分けて申請すること。 メインアリーナとサブアリーナという場合には、メインアリーナで申請すること。その他、心配な場合は個別に判断する為、以下の連絡先まで。 【問合せ先】 スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当） 付 久保、小倉 Mail：sminkan@mext.go.jp Tel：03－6734－3786・4987（直通）
応募資格・事業段階	8	複数団体協働で応募したい場合、参加表明書等への記載方法は。	連名による応募も可能である。その場合は参加表明書（様式3）を始めとする各種フォーマットを適宜修正して構わない。

分類	No.	質問	回答
応募資格・事業段階	9	過去に非選定であった場合、今回再度応募することは可能か。	可能である。また、過年度の非選定が不利となることもない。
応募資格・事業段階	10	スポーツチームの興行利用が未定の施設は、選定要綱第2条における「スタジアム・アリーナ」に該当しないか。 参考： 「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定要綱」第2条 本要綱において、「スタジアム・アリーナ」とは、数千人から数万人の観客を収容し、スポーツを観ることを主な目的とする施設をいう。	「スタジアム・アリーナ」の定義は「数千人から数万人の観客を収容し、スポーツを観ることを主な目的とする施設」であり、スポーツチームの興行利用の有無を理由に選定対象から除外されることはない。
応募資格・事業段階	11	募集要領P1「2. 応募対象者」で「資金調達の目途が立った事業が応募対象となります。」と記載されているが、「資金調達の目途が立っている」とはどのような状況を指すか。	整備手法にもよるが、資金拠出者が資金拠出に合意していることや、利用を予定する各種補助金・支援策が明確になっていることを想定する。
応募資格・事業段階	12	No.11の質問回答で「利用を予定する各種補助金・支援策が明確になっていることを想定する」とあるが、補助金の活用を想定している。明確になっていることとは、計画の承認又は交付決定までをお考えか、それとも、自治体として補助金の活用想定が明確になっていればよろしいか。	補助金の名称及び活用想定が明確になっていればよい。ただし、応募者が、活用を想定する補助金の対象として、支給条件に適合していることが必須となる。
応募資格・事業段階	13	選定後に大きな事情変更が生じた場合、どのような扱いとなるか。	募集要領別紙に示している評価項目に則った審査を行うため、選定後に評価項目に関連する事項について見直しや大幅な変更が生じた場合は、選定取り消しとする場合がある。
応募資格・事業段階	14	応募対象者について、参加表明書提出後、応募対象者の変更又は追加は可能か。また、変更又は追加可能な場合、期限はあるか。	参加表明書提出後に、応募者の変更または追加することは可能である。変更または追加の場合は、申請書類等受付期間中に参加表明書を再提出すること。申請書類等提出時と同時に提出でも構わない。

分類	No.	質問	回答
応募書類作成	15	Ⅰ 構想・計画策定段階の評価項目を確認するための添付資料は、事業者からの提案資料をもとに作成してもよろしいか。それとも、構想・計画策定段階とことから、計画等をもとに作成した方がよろしいか。	事業者からの提案資料をもとに作成いただくことも可能。申請書類の付属資料として事業者からの提案書を添付し、「まとめシート」において、事業者からの提案書の該当箇所がわかるように記載すること。
応募書類作成	16	投資額とは、自治体が本事業に投じる資金、又は施設を運営する事業者が本事業に投じる資金のどちらを指すのか。 また、自治体が本事業に投じる資金を投資額とすると、得られる経済効果とは自治体の歳入の増収見込み額を指すと認識してよろしいか。	投資額は、対象施設に投じられる全ての金額となる。得られる経済効果は、自治体の歳入の増収見込額のみならず、応募者が想定する様々な経済効果とすること。
応募書類作成	17	募集要領別紙P5に「収益性の検証と設計等への反映（１）-③収支計画の前提」とある。本評価項目は、収支計画を定めるにあたって、その整備方針を踏まえた施設整備としているかが分かる根拠資料とのことによいか。	「（１）-③収支計画の前提」は、「収支計画が、整備方針を踏まえた施設の収支計画となっていることがわかる資料」かつ「収支計画の前提の根拠が示された資料」となる。「収支計画が、整備方針を踏まえた施設の収支計画となっていることがわかる資料」が不足する場合は、「まとめシート」にて補足するコメントを記載すること。
応募書類作成	18	申請書類チェックシート（様式7）の事業段階部分は、○又は×でのチェックとの認識でよろしいか。それとも、項目ごとの書類名称を記入するのか。	応募対象者の事業段階に応じた列に、○又は✓を入れること。
応募書類作成	19	申請にあたって、スタジアムやアリーナ以外も含め、複合的に整備を予定している場合、その他の施設の内容も含め、申請資料を作成してよろしいか。	その他の施設の内容も含めて作成してよい。
審査方法	20	評価基準について、「おおむね満たしている」とは、具体的にはどれくらいの水準か。	提出された資料の内容が、具体性や一定の根拠に基づいており、評価項目に照らし、「優れている」と判断できるものである場合に、「おおむね満たしている」と評価する。
審査方法	21	審査委員は令和7（2025）年度まで固定か。	毎年度見直しは行っており、有識者意見等を踏まえながら適切な委員を選出している。

分類	No.	質問	回答
情報の取扱	22	申請書類の内容が無断で公表される可能性はあるか。	ない。
情報の取扱	23	情報開示請求により申請書類が開示される可能性はあるか。	技術公開をする目的での公表ではないため、申請者が公表を希望しない部分については非公表とする。
情報の取扱	24	事業収支等、秘匿性の高い部分の黒塗りは可能か。	可能である。ただし、評価項目について審査不可能と判断した場合は、資料の再提出、又はヒアリングの際に口頭による補足を求める場合がある。
その他	25	この選定が要件となる補助金や助成金はあるか。	令和7（2025）年8月1日現在はない。
その他	26	募集要領において、「選定の事実について、積極的な情報発信に努めてください。」とはどういうことか。	スポーツ庁と選定施設双方がPRすることで当該事業の認知度向上を期待するもので、具体的には施設HPやSNSを活用した広報を想定する。